

## 第4章 研究調査

(部門研究調査に係る委員会)

第1条 部門の研究調査活動は、部門研究調査運営委員会が主体となつて行う。

2. 部門研究調査運営委員会の下に、各専門分野に応じて技術委員会を設置する。各技術委員会は、各専門分野の研究調査活動を有効かつ適切に行うための審議・調整ならびに研究会等を行う。
3. 各技術委員会の下に、研究調査事項ごとに専門委員会を設置する。各専門委員会は、個々の専門的事項の研究調査を実施する。
4. 技術委員会および専門委員会の設置数の上限は、別に定める「部門研究調査規程細目」による。

(専門委員会の種目)

第2条 専門委員会を、その活動の性格により次のように区分する。

(1) 第1種専門委員会

本学会内の発議による研究調査活動として計画し、部門の事業計画・予算として組み込むもの。

- 1) 調査専門委員会：当該部門の基盤あるいは重点とする分野の特定の研究調査項目につき、活動の目的・範囲を明確にし、2～3年以内に完結するもの。研究調査を終了後は、原則として技術報告を提出して解散する。
- 2) 研究専門委員会：原則として他学会と共同で公開の研究会を開催し、当該分野の技術の発達・普及を図るもの。設置期間については、少なくとも5年ごとにその継続の妥当性を審議する。この原則により難しい場合は、あらかじめ別に取り決めを定める。

(2) 第2種専門委員会

他学会との境界領域も含む範囲を対象とし、自由な活動形式をとるもの。設置期間は原則として2年以内とする。

- 1) 協同研究委員会：原則として、委員からの参加負担金のみで運営されるものとする。ただし、当該部門の判断により運用資金、委員会費を当該部門が負担することもできるものとする。産学協同の研究調査、他学協会協同での研究調査、ワークショップ、シンポジウム、勉強会等。  
なお、成果物等の著作権の扱いについては、責任分担比率のもっとも大きい団体が著作権を優先所有することとし、その取決めを覚書として作成する。  
また、責任分担比率を明確にせずに著作権を共有する場合も同様に著作権の共有に関する覚書を作成するものとする。
- 2) 特別専門委員会：本会外の団体あるいは企業等から研究調査委託金を受けて活動するもの。  
特許などの成果の扱いについては、あらかじめ委託元と協議するものとする。

2. 専門委員会は所在地を制限しない。

3. 第2種専門委員会の設置要請は、本学会会長名で受理する。

(技術報告単行本の出版)

第3条 部門役員会の承認を得て、調査専門委員会は技術報告を単行本（技術報告単行本）として出版することができる。

(会員の提案権限)

第4条 正員および事業維持員は、本学会役員を通じ、専門委員会の新設を提案することができる。

(会合開催の会告)

第5条 技術委員会が研究会等公開の技術会合を開催する場合は、あらかじめ会誌またはホームページに

その内容、場所、日時等を会告として掲載する。

(委員会の活動報告)

第6条 各委員会の活動はホームページ等に掲載して広報に務める。

(専門委員会の経費)

第7条 第1種専門委員会の経費のうち、学会は会合費（会議室使用料およびお茶代）のみ負担する。

なお、第1種専門委員会で、複数の部門にまたがる委員会で発生する収入支出については、原則として均等割とする。

2. 第2種専門委員会の経費は、原則として全額が受託金あるいは参加負担金で賄われるものとし、各委員会ごとに独立して扱う。

ただし、当該部門の判断により運用資金、委員会費を当該部門が負担することもできるものとする。

(専門委員会発行の資料収入の取扱い)

第8条 第1種専門委員会で、複数の部門にまたがる委員会で発行した技術報告等の収入については、原則として均等割とする。